

子ども家庭総合支援拠点の設置等について

子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、虐待リスクがある要支援児童や様々な困難を抱える家庭への支援強化のため、市では、今年度「子ども家庭総合支援拠点」の設置等、新たな事業を開始しきめ細やかな支援を行います。

子育て世代包括支援センター及び市教委こども支援センターと連携し「八戸版ネウボラ」としての取組みを、より一層推進します。

1. 子ども家庭相談支援拠点について

(1) 概要

子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う。

根拠法令：改正児童福祉法（第10条第2項）平成29年4月1日施行
専門職の配置基準等がある。

(2) 設置時期 令和3年10月1日（金）を予定

(3) 設置場所 八戸市総合保健センター 3階 こども家庭相談室内

(4) 支援体制

こども家庭相談室に専門職を3名増員※(国の配置基準（中規模型）を満たすもの。)

	令和2年度（12名）	令和3年度（15名）
職員配置	① 室長以下事務職員 4名	① 室長以下事務職員 4名
	② 専門職 3名（社会福祉士 2名、教員免許を有する者 1名）	② 子ども家庭支援員 3名 （社会福祉士 2名、教員免許を有する者 1名）
	③ 心理担当支援員 配置なし ⇒	③ 心理担当支援員 1名※ （心理学を専修する課程を修めた者 1名）
	④ 虐待対応専門員 配置なし ⇒	④ 虐待対応専門員 2名※ （教員免許を有する者 2名）
	⑤ 女性相談員及び母子・父子自立支援員 3名	⑤ 女性相談員及び母子・父子自立支援員 3名
	⑥ 案内担当職員（保育等） 1名	⑥ 案内担当職員（保育等） 1名
	⑦ 償還事務職員 1名	⑦ 福祉資金償還事務職員 1名

(5) 業務内容

- ① 子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、総合調整）
- ② 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦への支援業務
- ③ 関係機関との連絡調整（要保護児童対策地域協議会の活用、児童相談所との連携協働、他関係機関との連携等）
- ④ その他（子どもを養育している里親、養子縁組里親への支援等）

2. 関連事業

(1) 子ども家庭見守り・訪問支援事業（令和3年10月開始予定）

支援を必要とする子育て世帯（特定妊婦含む）に対し、支援員を派遣し、児童等を見守りながら家事支援や子育て支援のサービスを提供するもの。

(2) 児童虐待防止対策事業

連携中枢都市圏事業として、圏域住民対象の児童虐待防止に資する啓発や、専門職の技術習得に係る研修会を行うもの。

3. その他

(1) 上記設置に併せて、令和3年10月1日より配偶者暴力相談支援センター（DV相談支援センター）を設置する。

(2) こども家庭相談室

その他の業務一覧（女性相談、ひとり親支援）

- ・児童福祉法に基づく助産及び母子生活支援施設に関する事業
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- ・ひとり親家庭等就業・自立支援事業
- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業
- ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ・家庭相談事業
- ・女性相談事業（DV相談含む）
- ・ひとり親への各種支援業務